商品概要説明書

JA農機ハウスローン

(令和7年11月1日現在)

商品名	JA農機ハウスローン
ご利用 いただける 方	【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)
	○ 当JAの組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に
	従事している方。
	○ お借入時の年齢が 18 歳以上かつ完済時の年齢が 80 歳未満の方。
	○ 前年度税込年収が 100 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得としま
	す。)。
	なお、農業者の方は、耕種部門については前年度税込収入とし、畜産部門について
	は前年度税引前所得とします。
	○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を原則当 J A から販売業者に全額振込が可能
	である方。
	○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。
	○ 信用状況に不安のない方。
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
	【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)
	○ 当JAの組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に
	従事している方。
	○ 原則として三期分の決算書の提出が可能な方。
	○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を原則当 J A から販売業者に全額振込が可能
	である方。
	○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。
	○ 信用状況に不安のない方。
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農機具の購入(中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保
	険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。
	○ パイプハウス等資材、建設費用。
	○ 発電・蓄電設備の取得資金
	〇 格納庫建設資金。
借入金額	○ 1,800万円以内かつ、所要額以内とします。
	※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超えることは
	できません。
借入期間	○ 原則として1年以上15年以内とします。
	○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
	※なお、借換え資金については、千葉県農業信用基金協会における保証引受の対象
	外となっております。
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わ

	せください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法 担保	 ○ 元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済(毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法)のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済ならびに全額繰上返済は任意の日に行えるものとし、返済額も任意とします。 ○ 原則として、担保は不要です。 ○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
保証	 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方) ・大株主(総株主の議決権の過半数を有している方など) 【法人以外の場合】 ・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方) ・お借入れされる方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以
保証料	内に作成されたものに限ります。 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料は、借入期間 1 年の場合 3,260 円、5 年の場合 15,692 円となります。】 ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.60%です。

○ ご融資の際、融資機関に対して 3,300 円の事務手数料(消費税等含む。) が必要で す。 ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の 事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 手数料 全額繰上返済の場合 5,500円 (1)② 一部繰上返済の場合 3,300円 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、3,300円の条 件変更手数料(消費税等含む)が必要です。 ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支 店総務部(電話: 0439-70-1331)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情 等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けており ます。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上 記当組合総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 苦情処理措 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 置および紛 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) 争解決措置 の内容 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」とい う)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、 お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、 共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に お問合せください。 ○ お申込みに際しては、当 I A、および原則として千葉県農業信用基金協会において 所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場 合もございますので、予めご了承ください。 その他 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認およ び取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAきみつ